

## 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点（案）に向けて

~~国立大学法人評価委員会の下に設置された国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し等に関するワーキンググループにおいては、令和2年3月以降、計5回にわたる会議を通じて、第4期中期目標期間に向けた大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて審議してきたところであり、今般、その経過を以下のとおり報告する。~~

~~今後、国における検討状況等を踏まえた上で、更に審議を進め、各大学共同利用機関法人が行う第4期中期目標・中期計画の素案の検討に資するため、本年中を目途に「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」を取りまとめることとしたい。~~

### 1. 見直しの基本的な方向性

- 大学共同利用機関法人は、平成16年度に現在の4機構として発足して以降、第1期から第3期までの中期目標期間を通じて、設置する各大学共同利用機関が国公立全大学の共同利用の研究所として、個々の大学では整備・運用が困難な研究資源を大学等の研究者の利用に供することにより、特定の研究分野について、大学の枠を越えた大規模学術プロジェクトや国際的な共同研究の推進を通じ、異分野の融合と新分野の創成を図るとともに、全ての学問分野に共通する学術基盤の構築や将来を担う若手研究者の育成に貢献してきた。
- 一方で、近年のグローバル化や情報化に伴い、研究力向上に係る国際競争の激化や国際交流による新たな価値の創造が急速に進む中で、我が国においても、共同利用・共同研究体制の強化を含め研究力向上に向けた一層の改革を総合的に展開する必要がある。
- また、今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、人類社会全体に大きな停滞を招いた一方で、ポスト・コロナにおいては社会全体のデジタル化がより一層加速することや、従来とは異なる次元で時間的・空間的制約を超えたグローバル化が進むことが予想される。個々の研究機関における研究活動に制約がある中で、研究者の研究継続を支援していくためにも、大学共同利用機関の役割はますます重要になっている。

- 大学共同利用機関法人は、新型コロナウイルスの感染拡大の中で浮き彫りとなった課題、見出した新たな可能性等も踏まえつつ、ポスト・コロナにおける新たな社会に向けて、自らが果たすべき役割を改めて認識し、共同利用・共同研究体制の在り方を先導する観点から必要な機能強化を行うことが不可欠である。
- 各分野における中核的な学術研究拠点として共同利用・共同研究体制を担う大学共同利用機関等には、今後、その特長を最大化し、我が国の研究力向上を牽引することが求められる。また、第4次産業革命の進展による Society5.0 の実現に向けた取組の加速、国連における持続可能な開発目標（SDGs）の設定、人口減少、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大等、今日の社会・経済的な動向を踏まえると、大学共同利用機関等には、科学技術イノベーションの創出、地球規模の課題や地域社会の課題等、多様な社会的課題の解決に向けて可能な限り貢献することも求められる。
- 各法人においては、「国立大学改革方針」（令和元年6月）や科学技術・学術審議会における「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について（審議のまとめ）」（平成30年12月）等の各種提言、内外の学問動向や大学改革の動向を踏まえ、大学共同利用機関等としての役割をそれぞれ果たすため、各大学共同利用機関等の特性や目的とする研究分野等の違いに配慮しつつ、組織及び業務の見直しを進めていくことが必要である。
- 見直しに当たっては、「大学共同利用機関検証ガイドライン」（令和2年3月）に基づく検証を行い、各大学共同利用機関等について、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に資する観点からの機能強化を図り、それぞれの強み、特色を明示していくことが重要である。また、機構本部のイニシアティブにより、機構としての戦略的かつ一体的な運営を行う体制を更に強化し、組織の再編等による新たな研究組織の整備等を推進することが必要である。
- 第4期中期目標期間においては、各大学共同利用機関の検証結果を踏まえつつ、国から提示される大学共同利用機関法人に求められる役割や機能の中から、自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、一層の質的向上を目指し、中期計画において、高い到達目標を掲げ、その目標を実現する手段や検証指標を併せて明記するなど、6年間を見通した戦略的な中期目標・中期計画を積極的に設定することが重要である。さらに、連合体の創設（「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について（審議のまとめ）」（平成30年12月））など、法人の枠組みを超えた異分野融合や業務運営の効率化に向けた取組

についても、中期目標・中期計画の中に積極的に位置付けていくことが重要である。

- ここまでの内容を踏まえ、各大学共同利用機関法人における検討について中期目標・中期計画の素案を作成するに当たり、その参考とすることが適当なものとして、「2. 組織の見直しに関する視点」及び「3. 業務全般の見直しに関する視点」のとおり整理した。これらは、必ずしも全ての法人に対して一律に実施することを求めるものではなく、各法人において、これらを参考としつつ、目指す機能強化の方向性を踏まえ、自らの戦略を具現化する意欲的な取組を中期目標・中期計画の素案の検討を通じて実現していくことが必要である。

- なお、大学共同利用機関法人の自律的な経営を確保し、そのポテンシャルを最大限発揮する観点から、国からは大学共同利用機関法人として求められる役割や機能の大枠の方針を提示することとし、各大学共同利用機関法人における活動の戦略的な展開が促進されるよう留意する必要がある。

## 2. 組織の見直しに関する視点

- 各機構においては、国立大学改革の動向を踏まえつつ、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、機構内の組織再編等による新たな研究組織の整備や、機構の枠組みにとられない体制整備など、機構の組織等の在り方を検討すべきではないか。
- 各機構においては、時代の要請に応じて、新たな学問分野の創出に戦略的に取り組むことが必要であり、検証結果に基づき、各研究分野の動向、大学の研究者のニーズ、将来性等を踏まえ、再編・統合等を含め、各大学共同利用機関等の在り方を検討すべきではないか。

## 3. 業務全般の見直しに関する視点

### (1) 教育研究等の質の向上

- 共同利用・共同研究機能を一層高め、異分野融合・新分野創成を促す観点から、大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、競争的資金や民間資金を含めた外部資金等も活用しながら、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実を図るべきではない

か。とりわけ、ポスト・コロナにおける新たな社会に向けて、オンライン・リモート体制の強化等の対応を図るべきではないか。

- 多様な研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的な研究環境の整備を推進すべきではないか。また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めるべきではないか。
- 新たな学問領域の創成に資するとともに、上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大すべきではないか。機構長裁量経費については、成果を可視化し、より効果的に活用するよう努めるべきではないか。
- 学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネータ機能を担うなど、広範かつ積極的な役割を果たしていくべきではないか。
- 各大学共同利用機関等が、大学や研究者コミュニティ全体を先導し、最先端の研究を行う中核的な拠点となっている分野においては、当該機関等が中心となり、関連する研究分野の共同利用・共同研究拠点その他の研究機関とネットワークを形成し、それぞれの役割を明らかにした上で、相互補完的に協力して研究を推進するための体制を構築すべきではないか。
- 大学共同利用機関等が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する各大学等との組織的な双方向連携による研究活動等を一層進めるべきではないか。
- 博士課程の学生に優れた研究環境の下での研究参加の機会を与え、実践的な研究指導を行うという大学共同利用機関の教育の強みを最大限に伸ばしていくことが重要であり、総合研究大学院大学との連携等により、大学院教育の更なる充実を図るとともに、こうした活動について社会に向け分かりやすく発信していくべきではないか。

- 研究施設・設備については、研究者のニーズや稼働率等に基づき、保有する施設・設備の重点化を図るとともに、全国の大学等の研究機関と協力して、ネットワークを構築し、参画大学等が所有する研究設備を相互利用できる環境を整備するなど、可能な限り設備の共用化を進めるべきではないか。
- 急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国内外の優秀な研究者を集め、国境を越えた共同研究等を行うなどにより、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出を図っていくべきではないか。また、一国だけでは整備・運用が困難な施設・設備については、国際的な役割分担・推進体制を明確にした上で整備・運用し、国際的に共同利用すべきではないか。
- 産業界等との連携を強化し、優れた学術研究の成果をイノベーションに結びつけていくため、各大学共同利用機関等が産業界等にも開かれた研究機関であることについて分かりやすく発信するとともに、産業界等の研究者に対するサポート体制の充実、産業界等との調整に当たる人材の確保等を進めるべきではないか。

## (2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

- 機構長のリーダーシップの下で機構の強みや特色を生かし、教育、研究、社会貢献の機能を最大化できるガバナンス体制を構築するため、国の制度改正を踏まえつつ、内部規則等を含めたガバナンスの総点検・見直しを主体的・自律的に行うとともに、権限と責任が一致した意思決定システムの確立、法人運営組織の役割分担の明確化、機構長を補佐する体制の強化を図るべきではないか。
- 研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視点での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図る、産業界等の外部人材の登用を促進するなどにより、様々な機構外の者の意見を法人運営に適切に反映していくべきではないか。
- 監事の役割について、財務会計だけではなく、法人の経営全体が適切かつ効率的に機能しているかについて監査することが求められている。監事の常勤化や支援体制の整備・充実等により、より効果的・明示的に牽制機能を果たすための体制を整備すべきではないか。

- 教育研究機能の強化に向けて、人的資源を最大限に活用するため、年齢構成の適正性の確保や人材の多様性を勘案した中長期的な人事計画の策定、意欲や能力を引き出すことを目的とした適切な業績評価と処遇への反映やそれを軸とした新たな年俸制の適用、さらには、若手教員の雇用確保や外部資金の人件費への活用及びこれらを念頭においたテニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の効果的活用等、人事給与マネジメント改革を総合的に推進していくべきではないか。
- 各機構の実態や目指す方向性を踏まえつつ、適切な会計マネジメントの下、外部資金の獲得や寄附金等に加え、適切なリスク管理の下、規制緩和措置を踏まえた適切なリスク管理に基づく、効果的な資産運用の活性化、や保有資産の積極的な活用等を通じて、財源の多元化を進めるべきではないか。
- 効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等の多様な人材の確保と活用、ポストドクター等のキャリアパス支援の確立を図っていくべきではないか。
- 効率的な法人運営を行うため、他の機構や大学との事務の共同実施等の推進、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の機構や大学と連携した取組を行うべきではないか。
- 教育研究面の機能強化と、地域・社会・世界への一層の貢献のため、キャンパス全体を、多様な研究者・学生との共創や地域・産業界との共創の拠点を形成とすることが重要であり、その実現を目指す観点から、施設について、老朽改善整備による長寿命化などの計画的な施設整備の実施、施設マネジメントの推進、多様な財源の活用などに取り組むとともに、教育研究設備について、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用等に取り組むべきではないか。
- 国による事前管理型規制から事後チェック型への制度改正に向けた検討状況等という法人化の趣旨も踏まえつつ、大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会や大学に還元されるべきものであることを十分認識し、各機構の実情や果たしている機能、研究活動の成果、社会に対する貢献内容等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信すべきである。

- デジタル技術の活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて機能を高度化するとともに、そのために必要な業務運営体制を整備するなど、業務のデジタル化を一層進めるべきではないか。
- 放射性物質の漏えいや毒物及び劇物の不適切な管理事例の発生等を踏まえ、再発防止を図ることのみならず、事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組を行うべきである。
- 大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、内部規則を含めた法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化を行うべきである。
- 社会からの負託を受けて研究を遂行する大学共同利用機関法人は、研究及びそのための研究費の使用に関して、適正性・公正性を厳格に担保する必要があり、引き続き、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、研究不正・研究費不正の根絶に向けた組織的な取組をより一層徹底すべきではないか。
- 現在の社会において、情報・データの価値が高まる一方、サイバー攻撃や情報管理の不徹底に起因するセキュリティインシデントも多数発生している現状を踏まえ、既に実施している技術的対策や物理的対策をはじめ、組織や業務体制、学内規則、人材の確保・育成を含めた人的対策等、情報セキュリティ対策全体の抜本的な見直し・強化を図るべきではないか。

#### 4. その他

- ~~本経過報告を踏まえ、大学共同利用機関法人においては、第4期中期目標期間に向けた検討が進められる。~~
- ~~一方、文部科学省においても、大学共同利用機関法人の検討結果を具現化し、新たな社会における大学共同利用機関法人の姿を実現することができるよう、法人制度の改善に向けた検討を進めることが必要である。~~

○~~具体的には、各法人における徹底した自己評価や第三者評価を前提としつつ、自己検証と法人評価との役割分担や多大な事務負担等も考慮し、法人評価の実質化及び簡素化を検討するとともに、国としての責任と大学共同利用機関法人の自律的な運営の実現とのバランスを踏まえ、中期目標・中期計画の策定・認可を通じた法人経営に対する国の関与の在り方について検討することが必要である。~~

○~~また、運営費交付金や施設整備費補助金といった基盤的経費と、競争的研究費をはじめとする外部資金の役割分担を踏まえつつ、それらに対する一層積極的な今後の公的支援の仕組みについて検討するとともに、企業等からの投資や社会からの寄附など、大学共同利用機関法人における民間資金の導入をより一層促進するための方策を新たに検討することが求められる。~~